

2020年4月17日

健康保険組合加入者各位

味の素健康保険組合

1. 適用・給付業務について（保険証や加入内容、医療費や給付金に関すること）

（1）被保険者から直接受け付ける申請

下記の申請は被保険者（および事業所担当者）が健保へ直接ご郵送ください（〒104-0031 東京都中央区京橋1-19-5味の素本社ビル第2別館7F 味の素健康保険組合宛）。社内メール便の使用はご遠慮ください。緊急措置として、E-Mail（PDF等添付）およびFAXによる申請も受け付けますが、必ず送信後は原本を郵送してください。

当面の期間、限度額認定証等は、月曜日・木曜日に交付し、指定の送付先へ郵送いたします。

【対象となる申請書類】

- ・ [限度額適用認定申請書](#)（T-6-1）
- ・ [特定疾病療養受療証交付申請書](#)（T-7）
- ・ [限度額適用・標準負担額減額認定申請書](#)（T-6-2）

（2）事業主経由での提出が必要な申請

下記の業務を優先して行います。被保険者・資格喪失証明書等の交付は、月曜日、木曜日のみとなります。

①適用関係

- ・ [資格喪失後の医療保険確認書（兼）任意継続被保険者資格取得申請書](#)（T-8）
- ・ [被扶養者異動届（認定申請）](#)（T-1-1）
- ・ [氏名・生年月日等変更（訂正）届](#)（T-5）
- ・ [被保険者証滅失届（訂正）兼再交付申請書](#)（T-4）
- ・ [被扶養者異動届（削除申請）](#)（T-1-2）*喪失証明書の交付が必要なものに限る

※就職による届出につきましては、「緊急事態宣言」解除後、事業主経由でご提出ください。

（注：味の素健康保険組合の保険証は使用しないでください。）

②給付関係

- ・ K-4 [傷病手当金・付加金請求書](#)
- ・ K-3 [出産手当金・付加金請求書](#)

（3）上記以外の申請（例：住所変更、治療用装具の療養支給申請書、埋葬料請求書 等）については

従来通りの窓口へ原本を送付してください。給付等に遅れが生じる可能性がございますので、諸事情ご賢察の上、何卒ご了承賜りますようお願いいたします。

申請書送付先一覧：<https://www.kenpo.gr.jp/ajinomoto-kenpo/contents/sinsei/pdf/tantou.pdf>

以上